

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める措置（案）（概要）

1. 制定の趣旨

- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「法」という。）の施行に伴い、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（仮称）が制定される予定。
- 『学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（案）（仮称）について』（以下「規則（案）」という。）(10) ①においては、法第 11 条及び第 20 条第 1 項第 6 号（法第 21 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する犯罪事実確認記録等（法第 38 条第 1 項に規定する犯罪事実確認記録等をいう。以下同じ。）を適正に管理するために必要な措置の 1 つとして、犯罪事実確認記録等の管理に関する措置を定めた規程（以下「情報管理規程」という。）を定めることとする予定である。
- 規則（案）(12) ②として、情報管理規程に記載しなければならない具体的事項を規定する予定であり、規則（案）(12) ②（i）では情報管理全体に係る基本的事項について、規則（案）(12) ②（ii）イからニまででは情報管理規程に記載すべき個別の措置について定めることとしている。これらの措置のうち、更に詳細に求められる内容を本告示において定めるものとする。

2. 告示の内容

規則（案）(12) ②に基づき内閣総理大臣が定める（※）措置を次のように定める。
※ 規則（案）(35)において、規則に規定する内閣総理大臣の権限はこども家庭庁長官に委任。

1. 規則（案）(12) ②（ii）イの「組織的情報管理措置」として求められるもの
 - （1） 情報管理措置（規則（案）(10) の情報管理措置をいう。以下同じ。）を講ずるための組織体制を整備すること。
 - （2） 情報管理規程に基づき犯罪事実確認記録等を取り扱うとともに、その運用状況を事後的に確認できるようにするため、取扱記録を作成すること。
 - （3） 犯罪事実確認記録等の取扱記録に記載する項目を整理すること。
 - （4） 漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備すること。
 - （5） 犯罪事実確認記録等の取扱状況を把握し、情報管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むこと。

2. 規則（案）(12) ② (ii) ロ「人的情報管理措置」として求められるものは、犯罪事実確認記録等を取り扱う者に対する犯罪事実確認記録等の適正な取扱いについての周知及び必要な研修又は訓練を行うこととする。
3. 規則（案）(12) ② (ii) ハ「物理的情報管理措置」として求められるもの
- (1) 犯罪事実確認記録等を取り扱うサーバーやコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域及び犯罪事実確認記録等を取り扱う事務を行う区域について、それぞれ適切な管理を行うこと。
 - (2) 犯罪事実確認記録等を取り扱う機器、電子媒体、書類等の盗難、紛失等を防止するために、適切な管理を行うこと。
 - (3) 犯罪事実確認記録（法第 38 条第 1 項に規定する犯罪事実確認記録をいう。）を作成及び保存する場合には、犯罪事実確認記録等が記録された電子媒体、書類等を持ち運ぶ場合の犯罪事実確認記録等の漏えい等を防止するための方策を講ずること。
 - (4) 犯罪事実確認記録等を廃棄若しくは消去し、又は犯罪事実確認記録等が記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。
4. 規則（案）(12) ② (ii) ニ「技術的情報管理措置」として求められるもの
- (1) 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムにおいて、当該システムを使用する者が正当なアクセス権を有する者であることを識別し、当該識別した結果に基づき認証する機能を具備すること。
 - (2) 犯罪事実確認記録等を取り扱う者の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行うこと。
 - (3) 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムを、不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用すること。
 - (4) 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムの使用に伴う犯罪事実確認記録等の漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用すること。

3. 根拠条項

- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則第 12 条第 2 項第 2 号
- ※同号の概要については、規則（案）(10) ② (ii) のとおり。

4. 適用日等

- 告示日：令和 7 年 12 月下旬（予定）
- 適用日：令和 8 年 12 月 25 日